



平成 21 年 8 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社キングジム  
代表者名 取締役社長 宮本 彰  
(コード番号 7962 東証第一部)  
問合せ先 専務取締役 吉岡 隆昭  
( TEL 03-3864-5883 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 8 月 3 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を第 61 回定時株主総会（平成 21 年 9 月 16 日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」という。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、いわゆる「株券電子化」が実施されたことから、以下のとおり株券の発行を前提とした規定の削除その他所要の変更を行うものであります。

- ①決済合理化法附則第 6 条の定めにより、株券を発行する旨を定めた現行定款の規定は廃止されたものとみなされていることから、これを削除するものであります。（現行第 7 条、第 8 条第 2 項）
- ②上記①の規定の削除に伴い、株券の種類に関する規定を削除するものであります。（変更案第 11 条）
- ③「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）が廃止されたことに伴い、実質株主に関する規定を削除するものであります。（変更案第 8 条、第 10 条第 3 項）
- ④株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第 11 条第 3 項の株券喪失登録簿に関する事項を移設し、附則の新設を行うものであります。（変更案附則第 1 条、第 2 条）
- ⑤上記に併せて、条数の繰り上げなどの定款の整備を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 9 月 16 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 9 月 16 日

以 上

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(株券の発行)	
第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第 8 条 当社の単元株式数は 100 株とする。	第 7 条 当社の単元株式数は 100 株とする。
② 当社は、前条の規定にかかわらず、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(削 除)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</li> <li>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</li> <li>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>(4) 次条に定める請求をする権利</li> </ul>	(1) ~ (4) (現行どおり)
(単元未満株式の買増請求)	(単元未満株式の買増請求)
第 10 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。	第 9 条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第 10 条 (現行どおり)
<ul style="list-style-type: none"> <li>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</li> <li>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務および単元未満株式の買取および買増請求の取扱は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>② (現行どおり)</li> <li>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務ならびに単元未満株式の買取および買増請求の取扱は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</li> </ul>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)  <b>第12条</b> 当社の発行する株券の種類、株式に関する手続および手数料ならびに株主の権利行使に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)  <b>第13条</b> 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるごとに随時招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)  <b>第14条</b> 当社は、毎年6月20日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p><b>第15条～第40条</b>  (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 計 算</p> <p>(事業年度)  <b>第41条</b> 当社の事業年度は毎年6月21日に始まり翌年6月20日をもって終る。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)  <b>第42条</b> 株主総会の決議により、毎年6月20日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。  ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月20日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p><b>第43条～第44条</b>  (記載省略)</p>	<p>(株式取扱規程)  <b>第11条</b> 当社の株式に関する手続および手数料ならびに株主の権利行使に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)  <b>第12条</b> (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)  <b>第13条</b> 当社は、毎年6月20日現在の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p><b>第14条～第39条</b> (条数を繰り上げ)  (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第9章 計 算</p> <p>(事業年度)  <b>第40条</b> (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)  <b>第41条</b> 株主総会の決議により、毎年6月20日現在の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。  ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月20日現在の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p><b>第42条～第43条</b> (条数を繰り上げ)  (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>② <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除する。</u></p>

以 上